

第25期第28回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和7年11月5日(水曜日) 13:30～13:50

(2) 会議の場所 市庁舎6階 議員全員協議会室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第1番	岡田悦明	第10番	田村伊佐雄
第2番	安藤育雄	第11番	田坂健次
第3番	藤田幸正	第13番	小野春雄
第4番	塩見敏夫	第14番	伊藤繁次郎
第5番	村上壽一	第15番	眞鍋篤俊
第6番	横井直次	第16番	土岐典子
第7番	寺尾俊行	第17番	渡邊勝俊
第8番	星加誠	第18番	石川千壽子
第9番	藤田隆		

(2) 農地利用最適化推進委員

第1番	矢野一臣	第8番	神野明仁
第3番	加藤宏司	第9番	近藤美喜男
第4番	永易博隆	第10番	千葉英明
第5番	小野義尚	第11番	土岐秀男
第6番	井下八郎	第12番	飯尾博光
第7番	神野伸二	第13番	高橋秀実
		第14番	神野鉄治

(3) 欠席委員

第19番	山口三七夫	第2番	近藤孝志
------	-------	-----	------

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	原道樹	事務局次長	竹林啓
事務局次長	中島康治	主 任	井上貴清

4 傍聴者

なし

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
農政関係 農地パトロールの結果について



13時30分開会

【原事務局長】

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員17人、推進委員13人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。

それでは、会長よろしく申し上げます。

【藤田会長】

皆さん、こんにちは。

最近まで暑い日が続いていましたが、ようやく季節が落ち着いてきたように感じます。今日は少し肌寒くなってきました、「寒いね」と話された方も多いのではないのでしょうか。

暦の上では、明後日が立冬で、冬の気配が訪れる時期です。このまま気温がゆるやかに下がってくればいいのですが、急に上がったたり下がったりすると、体調を崩しやすくなります。

皆さんも、こうした気候の変化に気を付けながら、健康管理をしっかりと、日々の活動に取り組んでいただければと思います。

それでは、ただいまから第28回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、本日の議題につきましては、農地関係の議案第1号及び第2号、農政関係は「農地パトロールの結果について」を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において 岡田悦明委員と安藤育雄委員を指名いたします。両委員さんよろしく願いいたします。

それでは、これより農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。

議案中、第1号及び第2号は意見事項となっております。加えまして、参考事項が1件ございます。

1ページを御覧ください。

議案第1号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第1号は農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用の申請で申請件数は11件です。

2ページをお開きください。

133番、星原町、畑1筆、譲受人は1-1さん。内容は露天資材置場及び露天駐車場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

134番、田の上四丁目、田4筆、譲受人は1-2さん。内容は露天資材置場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

135番、萩生字治良丸、畑1筆、譲受人は1-3さん。内容は太陽光発電施設、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

3ページを御覧ください。

136番、田の上一丁目、田1筆、譲受人は1-4さん。内容は太陽光発電施設、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

137番、船木字上長野、田1筆、譲受人は1-5さん。内容は太陽光発電施設、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

138番、萩生字本郷、田1筆、譲受人は1-6さん。内容は太陽光発電施設、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

4ページをお開きください。

139番、庄内町四丁目、畑1筆、譲受人は1-7さん外1名。内容は自己住宅1戸70.80㎡、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

140番、寿町、畑3筆、譲受人は1-8さん。内容は自己住宅1戸162.92㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

141番、河内町、田2筆、譲受人は1-9さん。内容は宅地分譲8区画で、1,000㎡以上の土地に建築物を建設する予定であることから、都市計画法上の開発許可申請についても同時に申請されております。農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

5ページを御覧ください。

142番、西町、畑2筆、譲受人は1-10さん。内容は自己住宅1戸69.56㎡、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

143番、星原町、田1筆、譲受人は1-11さん。内容は貸し露天車置場、一体利用地として宅地261㎡があり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

以上、133番から143番までのいずれの事案につきましても、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても、認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。御審議の

程よろしくをお願いします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、133番から143番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

6ページをお開きください。

議案第2号「農地転用事業計画変更について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第2号は農地転用事業計画変更申請で、申請件数は1件です。

7ページを御覧ください。

10番、申請人は2-1さん。変更内容は建売住宅の戸数を2戸から1戸に変更するもので、変更の理由等については議案書に記載のとおりです。

以上の事案につきましては、変更申請書及び添付資料を確認し、変更事由が転用事業者の故意又は重大な過失ではなく、変更後の転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることから、計画変更についてはやむを得ないものと考えます。御審議の程よろしくをお願いします。

【藤田会長】

以上、10番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、原案のとおり承認相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地転用事業計画変更について」を承認相当として県知事に意見を送付いたします。

続きまして、8ページをお開きください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

会議を継続いたします。

これより農政関係の議題に入ります。本日は、御案内しておりましたとおり、「農地パトロールの結果について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

【中島事務局次長】

委員の皆様には、大変暑い中、またお忙しい中、農地の調査を行っていただき、誠にありがとうございました。

それでは、本日、お配りしました農地パトロール集計結果一覧表を御覧下さい。

下の表は、昨年の調査を行った結果を基に作成したもので、上の表は、今年度の調査を基に、遊休農地の面積と農地面積に占める遊休農地の割合を表にしたものです。

今年度の結果でございますが、上の表を御覧ください。遊休農地のうち、緑区分が2万3千792平方メートル、黄区分が5万8千620.32平方メートルで、合計が8万1千841.23平方メートルとなっております。

新居浜市の全体の農地面積が、1,273万5,393.97平方メートルですので、農地面積に占める遊休農地の割合は約6.43パーセントとなります。

昨年度と今年度を比較してみますと、遊休農地は減少しており全体で、3千平方メートル減少しています。

次に、今回の担当委員ごとの調査結果については、調査表を御覧ください。調査票の右から二列目のピンク色の欄に今回の調査結果を表示しています。パトロール結果により、×(緑)又は×(黄)が遊休農地となっております。

調査表を御確認いただいて、遊休農地と判定した農地について間違いないかどうかの確認をお願いします。パトロールの時には管理できていなかったが、その後草刈り等をして管理されているところなどあれば、個別に連絡をお願いいたします。

次に、意向調査についてです。今回の調査により、遊休農地と判断された所有者、耕作者の方に、事務局の方で、お配りしている「遊休農地の利用意向調査について」にあるように、意向調査を実施します。

今年、意向調査を送る対象は、今回のパトロールの結果で新規で追加された、調査票

で右端に新規として記載がある農地の所有者等としておりますが、更に、今年については、緑判定をされた農地のうち、所有者が生存されている方についても意向調査を送る対象としました。

意向調査は今月中に送付し、１２月末期限として回収したいと思っています。なお、回答期限までに回答が得られない所有者等については、遊休農地として判定された委員が直接訪問する、電話などの方法により所有者等に直接、意向を確認するとの国から通知もありますので、その場合については御協力をお願いいたします。

今後の意向が分かっているなど意向調査の対象から外したい人がある場合はお知らせください。意向調査の結果、中間管理を利用したいとの回答であれば、中間管理機構へ連絡します。また、農業委員会へあつせんを希望するとのことであれば、地域計画での協議の場において農地を貸したいという情報の提供や、ホームページにも掲載します。

パトロール結果の修正と利用意向調査対象から外す人の連絡については、１１月１６日金曜日までをお願いします。

以上で、説明を終わります。

【藤田会長】

御質問がないようですので、農地パトロールについて、終了いたします。

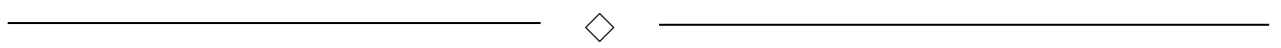
以上をもちまして、第２８回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

【原事務局長】

御起立ください。礼。ありがとうございました。

１３時５０分閉会



新居浜市農業委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員